

平成28年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

平成28年5月19日 開会

平成28年5月19日 閉会

浪江町議会

平成28年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号（5月19日）

議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	7
開会の宣告	8
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
承認第1号から議案第53号の一括上程、説明	9
承認第1号の質疑、討論、採決	21
承認第2号の質疑、討論、採決	21
承認第3号の質疑、討論、採決	22
承認第4号の質疑、討論、採決	24
承認第5号の質疑、討論、採決	24
承認第6号の質疑、討論、採決	25
承認第7号の質疑、討論、採決	26
議案第52号の質疑、討論、採決	29
議案第53号の質疑、討論、採決	35
閉会の宣告	35

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 8 年 5 月 1 1 日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成 2 8 年 5 月 1 9 日（木） 午前 9 時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地
浪江町役場 二本松事務所
- 3 付議事件
 - （1）専決処分の承認を求めることについて
（平成 2 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号））
 - （2）専決処分の承認を求めることについて
（平成 2 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 3 号））
 - （3）専決処分の承認を求めることについて
（平成 2 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））
 - （4）専決処分の承認を求めることについて
（平成 2 7 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
 - （5）専決処分の承認を求めることについて
（平成 2 7 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号））
 - （6）専決処分の承認を求めることについて
（平成 2 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号））
 - （7）専決処分の承認を求めることについて
（浪江町税条例の一部改正について）

- (8) 工事請負契約の締結について
(浪江診療所新築工事)
- (9) 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第1号)

○ 応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

不応招議員（0名）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成28年浪江町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成28年5月19日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町一般会計補正予算(第8号)) |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第3号)) |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)) |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 8 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 9 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について) |
| 日程第 10 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について(浪江診療所新築工事) |
| 日程第 11 | 議案第53号 | 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第1号) |

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長		復興推進課長	山本邦一君
兼まちづくり整備課長	安倍靖君	産業推進課長	岩野善一君
町民税務課長	武隈吉美君	婦町準備室長補佐	
ふるさと再生課長		兼婦町支援係長	大浦龍爾君
健康保険課長兼			
仮設津島診療所事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長		会計管理者	
	清水中君	兼出納室長	鈴木貞孝君
教育委員会事務局			
教育次長兼浪江町中央公			
民館長兼浪江町津島公民			
館長兼浪江図書館長			
	大原教知君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

次

長

清水 佳宗

横山 秀樹

書

記

柴野 早苗

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年2カ月が過ぎました。

平成28年第3回浪江町議会臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。おなおりください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮いたしております。執行部におきましても、趣旨をご理解いただきたいと思います。存じます。

なお、暑い方は上着を脱いで結構でございます。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は、15人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、14番、三瓶宝次君、15番、馬場績君、1番、渡邊泰彦君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定しました。

◎承認第1号から議案第53号の一括上程、説明

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第3、承認第1号から日程第11、議案第53号までを一括議題といたしたいと思っております。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、日程第3、承認第1号から日程第11、議案第53号までを一括議題とします。

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度浪江町一般会計補正予算(第8号))を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町一般会計補正予算(第8号)について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、平成27年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億797万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億6220万5000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

- 議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。
○復興推進課長（山本邦一君） それでは、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。まず歳入ですが、款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税1176万7000円の増から、10ページでございますが、款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、56万2000円の減までは、それぞれの交付金等、額確定による増減でございます。

次に11ページ、款9地方交付税、項1地方交付税7134万6000円の増でございますが、震災復興特別地方交付税の増でございます、3月交付等額確定によるものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5136万3000円の増でございますが、内訳は福島再生加速化交付金が、外部被ばく線量測定事業、ほか11事業の事業費確定に伴う精算でございます、2863万7000円の

減及び地方創生加速化交付金でございますが、3月に交付決定があった震災アーカイブス事業に対する交付金でございます。8000万円の増額でございます。次に、項3委託金の目1総務費委託金134万3000円の減額でございますが、節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が、浪江町役場のLAN配線の機能回復事業ほか3事業の事業費確定に伴いまして369万1000円の減額。あと、節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が、いこいの村の機能回復事業分でございます。234万8000円の増額でございます。

次に、款14県支出金の項2県補助金、目1総務費県補助金、これにつきましては、社会保障・税番号制度個人番号カード関連交付金でございます。315万9000円の減額。引き続き、目3衛生費県補助金、13ページでございますが、目3衛生費県補助金が放射能簡易分析装置整備事業補助金が317万4000円の減額、目4労働費県補助金が緊急雇用創出基金事業費464万9000円の減額、目5農林水産事業費県補助金が、営農再開支援事業補助金9841万1000円の減額。それぞれ事業費の確定による減額でございます。次に、款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金1511万4000円の減額でございますが、福島県議会議員一般選挙の事業費確定によるものでございます。

14ページをお開きください。款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金643万8000円の増でございますが、浪江町復旧・復興基金利子358万9000円のほか、各基金の利子の確定によるものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金2081万円の減でございますが、地域農業活動推進事業補助金への繰入金の減のほか、5事業の事業費確定による繰入金の減額でございます。なお、補正後の基金残高見込額は77億5844万3000円となります。次に、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金3805万3000円の減でございますが、防災集団移転促進事業費及びがけ地近接等危険住宅移転事業の事業費確定による繰入金の減額でございます。なお、補正後の基金残高見込額は24億7955万4000円となります。

15ページをお開きください。ここからは歳出の説明でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1000万円の減でございますが、派遣職員負担金の精算見込による減額でございます。次に、目2文書広報費、節13委託料1000万円の減は、絆再生支援システム委託料の精算見込による減額でございます。次に、目8企画費8250万円の増でございますが、その主なものでございますが、節13の委託料7800万円の増でございます。3月に交付決定のあった震災アーカイブス事業に係る3D測量等委託料、16ページに移りまし

て、震災アーカイブの物品収集委託料並びにデータ視聴システム導入委託料の補正増及び節25の積立金420万円の増でございますが、浪江町復旧・復興基金利子359万円のほか、基金利子の積み立てによるものでございます。次に、目11財政調整基金費、節25積立金3億1787万2000円の増でございますが、これは中長期にわたる財政需要に対応するため同基金へ積み立てするものであり、補正後の基金残高見込額は14億5109万6000円となります。次に、17ページに入りまして、項3戸籍住民基本台帳費459万4000円の減でございますが、通知カード、個人番号カード関連事務委託料の確定による減額でございます。次に、項4選挙費、目4福島県議会議員一般選挙費1511万4000円の減でございますが、選挙関連の人件費、あと事務費等の額確定による減額でございます。

次に、18ページでございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費557万2000円の減の主なものは、療養介護医療費ほか、扶助費の額確定による減が主なものでございます。次に、19ページに入りまして、項3災害救助費、目4住家被害等認定調査費、住家被害等認定調査委託料100万円の減。目5災害救助救援対策費1750万円の減、これは災害弔慰金の減額でございます。それぞれ額確定によるものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費2475万4000円の減は、国保直営診療施設事業特別会計への繰出金の減額でございます。次に、目3環境衛生費270万2000円の減は、主に臨時事務補助員賃金の確定による減でございます。目9放射線健康管理対策費370万円の減は、外部被ばく測定業務委託料の確定による減でございます。

20ページに入りまして、款5労働費、項1労働諸費、目1緊急雇用創出基金事業費464万9000円の減は、臨時事務補助員賃金の確定による減でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目7地域農業活力再生支援事業費9965万1000円の減でございますが、内訳として営農再開支援事業補助金9841万1000円、地域農業活動推進事業補助金124万円、それぞれ事業費確定による減額でございます。項2林業費、目2林業振興費150万9000円の減の主なものは、危険木除去委託料の確定などによる減額でございます。

次に、21ページでございますが、款8土木費、項2道路橋梁費、項3道路新設改良費2486万8000円の減でございますが、川原沢田線の調査測量設計委託料239万8000円減、さらに常磐線浪江桃内間酒田橋梁改良概略詳細設計負担金2247万円の減。それぞれ事業費確定

によるものでございます。次に22ページ、款8土木費、項4都市計画費の目5防災集団移転事業費5535万4000円の減額でございますが、節17公有財産購入費3284万5000円の減額、節19負担金補助及び交付金で、浪江町がけ地近接等危険住宅移転補助金1241万7000円の減。さらに浪江町被災住宅再建補助金1009万2000円の減、それぞれ事業費確定によるものでございます。

次に、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費1126万8000円の減は、調査測量設計委託料676万5000円の減、災害復旧工事費450万3000円の減、それぞれ事業費確定によるものでございます。

予算書の6ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正の説明でございますが、まず款2総務費、項1総務管理費、震災アーカイブス事業8000万円については、3月に交付決定のあった地方創生加速化交付金を財源とした本事業を翌年度に繰り越すものでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、町道上柳町線道路改良事業1478万9000円につきましても、JR負担金である土場踏切部の調査設計費及び町道取付部の測量設計費でございますが、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を259万2000円とするものであります。

歳入は、文化及びスポーツ振興基金利子7000円を増額したものであります。

歳出は、基金積立金8000円を増額、予備費1000円を減額したものであります。

よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、県補助金等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3403万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を55億2071万9000円とするものであります。

歳入の主なものは、県補助金3433万2000円を減額したものであります。

歳出の主なものは、予備費3433万3000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、災害復旧事業費等の確定により歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1783万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6358万3000円とするものであります。

歳入の主なものは、災害復旧事業費国庫負担金2319万3000円を減額したものであります。

歳出の主なものは、下水道災害復旧費2100万円の減額、予備費219万4000円を減額したものであります。

よろしく願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、農業集落排水災害復旧事業費の国庫補助金負担率の確定により、4385万3000円を増額、これに伴い一般会計からの繰入金と同額減額するものです。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、県補助金等の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億3144万1000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。始めに、歳入についてご説明申し上げます。款1国庫支出金、項2国庫補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分から、款3県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）までの国庫補助金及び支払基金交付金につきましては、各事業の交付金が確定したことに伴いましての増額または減額の補正をするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。款4財産収入、項1財産運用収入の8万3000円の増であります。これは平成27年度介護給付費準備基金利子の確定に伴いまして増額の補正をするものであります。款7諸収入、項1雑入、目1雑入、節1雑入の2万4000円の増。これは、平成27年度歳入歳出歳計現金預金利子の確定に伴う増額でございます。

続きまして、8ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬4万2000円の減。これは事業の確定による不用額の整理に伴いまして、運営委員会の医師及び委員の報酬を減額するものであります。款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節12役務費100万7000円の減ですが、これは事業の確定による不用額の整理に伴いまして、主治医意見書作成手数料を減額するものであります。その下の節13委託料82万9000円の減は、これは事業の確定による不用額の整理に伴いまして、介護認定調査の訪問調査委託料を減額するものであります。

続きまして、款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目3総合事業費、節19負担金補助及び交付金90万円の減であります。これは事業費の確定見込によります不用額の整理に伴いまして総合事業精算金を減額するものであります。

款6基金積立金、項1基金積立金の8万5000円の増であります。これは介護給付費準備基金利子の確定に伴います積立金の増額でございます。予備費につきましては、これらの歳入増額に対応するものであります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第9、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

本案は、平成27年度の地方税法等の一部を改正する等の法律が国会において、平成28年3月31日可決成立し、同法律及び関係法令が同月31日に交付されたことに伴い、同年4月1日から施行され、地方自治法179条第1項の既定に基づき、浪江町税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の既定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第7号資料、新旧対照表に沿ってご説明いたします。3ページをお開きください。18条の2、最下行になりますが、行政不服審

査法の全部改正に伴い、不服申立てを審査請求に改めるものでございます。4ページをお開きください。18条の3、10行目になります。軽自動車税から種別割に名称変更になったための改正でございます。19条は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかる延滞金の計算については、国税の改正に合わせ同様の改正を行うものでございます。国税における延滞金の計算期間等見直しに準じて延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算することになります。5ページ、下の方になりますが、34条の4は、法人の住民税の税率を9.7%から6%に変更するものでございます。6ページをお開きください。43条第1項、第2項及び第3項は、法律の改正により規定の整備をするものでございます。7ページの43条第4項は、普通徴収に掛かる個人の住民税の延滞金の計算については、国税の改正に合わせ同様の改正を行うものでございます。48条第3項及び、次ページの4項は、法律の改正により規定の整備をするものでございます。48条第5項は、法人の町民税の延滞金の計算については、国税の改正に合わせ同様の改正を行うものでございます。国税における延滞金の計算期間等見直しに準じて延滞金の計算期間から、一定期間を控除して計算することとなります。6、7項は、条文のズレでございます。9ページの下の方でございますが、50条第2項及び、次ページ、第3項は、法律の改正により既定の整備をするものでございます。50条の4項は、法人の町民税に掛かる不足税額の納付の手続きをする場合の延滞金の計算については、国税の改正に合わせ同様の改正を行うものでございます。国税における延滞金の計算期間等見直しに準じて延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算することとなります。11ページの56条は、法律の改正に合わせて改正を行うものでございます。独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供するものに限り減免をするものでございます。固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定されてございます。地方税法第348条第2項第16号の固定資産について、独立行政法人労働者健康安全機構が、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号及び3号、4号、または7号に規定する業務に要する固定資産で政令で定めるものが追加されたことによるものでございます。12ページは、独立行政法人労働者健康福祉機構から独立行政法人労働者健康安全機構に名称が変更になったことにより改正するものでございます。59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての規定でございます。

次は、軽自動車税となります。13ページをお開きください。80条は、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の規定の整備をするものでございます。80条の2は削除になり、80条の2に移動しております。81条は課税すべきものを規定したものでございます。14ページ、お開きください。81条の2は、先ほど削除になったものでございますが、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を規定したものでございます。日本赤十字社が所有する軽自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものについては非課税とするものでございます。81条の3は、環境性能割の課税標準を規定したものでございます。自動車取得税の同様と扱いになっております。課税標準額には、自動車を取得する際にエアコン、カーナビ等の取付用品も合わせて取得した場合には、その価格も含まれることとなっております。81条の4は、環境性能割の税率を規定したものです。環境性能により1%、2%、3%となっております。15ページの81条の5は、環境性能割の徴収の方法について規定したもので、環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならないとしております。81条の6は、環境性能割の申告納付について規定したものでございます。81条の7は、環境性能に係る不申告等に関する過料について規定したものでございます。81条の8は、環境性能割の減免について規定したものでございます。15ページの最後から17ページにかけてですが、82条、83条、85条、87条は、現行の軽自動車税の種別割に名称変更する等の規定を整備したものでございます。88条は、法律の改正により、引用する条文に条項のズレが生じたために改正するものです。89条、90条、あと19ページの91条も現行の軽自動車税を種別割に名称する等の規定を整備したものでございます。

20ページをお開きください。附則第6条は、特定一般用医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定したものです。平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般医療品等購入費が1万2000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っているときは、その超える部分の金額、最高額で8万8000円になりますが、を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとなっております。附則第10条の2は、地方税法附則第15条の規定により固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものでございます。新条例附則第10条の2の4項については、法律の改正により条項にズレが生じたため改正するも

のでございます。

新条例附則第10条2の7項については、地方税法附則15条29項の規定によるところでございます。新条例附則第10条の2の10項から14項については、地方税法附則第15条第33項の規定によるところでございます。

21ページの新条例附則第10条の2の18項については、地方税法附則第15条第42項の規定によるところでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定したものでございます。添付書類の補助金に関する書類について追加するものでございます。

軽自動車税の性能割の賦課徴収の特例につきましては、22ページをお開きください。附則第15条の2、15条の3、15条の4の規定については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、減免、申告等については、町に代わり県が行うとしたものでございます。附則第15条の5の規定については、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の方法について規定したものでございます。県で賦課徴収に要する費用を交付するものでございます。附則15条の6の規定については、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定したものでございます。営業用の三輪以上の自動車に対して課する環境割の税率を当分の間、次の通りとするとしたもので、81条の4項1号については1%が0.5%、81条の4の2号については2%が1%。81条の4の第3項については3%が2%。自家用車の三輪以上の軽自動車で、81条の4の3号の項については3%が2%となっております。21ページの附則第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年間の延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の規定を整備するものでございます。

議案の8ページにお戻りいただきます。附則第1条の施行期日につきましては、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行いたします。

9ページの第2条から第4条までについては、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置について規定しております。第5条、第6条については、法令の改正及び今回の条例改正に伴い、所要の規定の整備をしたものでございます。

なお、参考資料の7号の1、2ページに税の種類ごとに資料をまとめておりますので、ご覧いただければと思います。なお、その部分につきましても若干説明させていただきたいと思っております。資料の1ページご覧ください。1番が、法人の町民税という項目になっ

ておりますが、今回の条例に係わる部分については、表の一番上の部分の法人町民税の率が9.7から6%になって、マイナス3.7%となっておりますが、町民税関係の税率というか税金の全体像としては、一番右の比較表の合計の欄にあるように0%となっております。これは町民税、県民税を減額した分を国税の方に持っていきまして交付金の財源化にしているという形になっております。そういう理由でこのような記述になっておるということでございます。2番の個人の町民税の部分でございますが、これは新たな制度でございます、医療控除の部分で、OTC医薬品という何か難しい名前があるんですが、今まで病院でしか貰えなかった薬が市販のお店でも買えるようになった薬があるんですが、それを10万円の間に購入した場合は、その年、健康診断とか受けている場合に限っては、その中の1万2000円を超える部分について控除されますという説明になっております。あと、軽自動車税については、本則の部分と附則の部分でこう説明がややこしくなっておりますが、一番左側の表については、現在の県が行っている取得税の比率になっております。これが、町の条例で町で取りますよというのが本則に書かれているんですが、附則では、今まで通り県でその事務を全部やるという説明になります。さらに率については、この右側の表について当分の間、3%の部分が2%に下げて取りますということになっております。

あと、グリーン特化については、今年に引き続いて来年まで延長するという説明になっております。あと、2ページの4の固定資産税については、本則では、地方税法の条文しか書かれておりませんので、その部分を言葉に置き換えて表示させていただいております。あと、5番の納税環境の整備ということについては、現在行っておりませんので影響ありませんが、条文の各箇所に散らばっておりますので、一括で説明しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結について（浪江診療所新築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江診療所新設工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社、代表取締役戸川聡と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定

に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、契約の内容についてご説明申し上げます。議案によりましてご説明申し上げます。

まず、契約の目的は、浪江診療所新築工事であります。施工場所は、浪江町大字幾世橋字六反田地内にあります。契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札であります。契約金額は3億780万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2280万円あります。契約の相手方につきましては、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡であります。工期は、議会の議決を得た日から、平成29年1月31日あります。

次に、お手元の議案資料をご覧ください。それでは、工事の概要についてご説明いたします。本工事は、浪江町内に診療所を整備するものであります。敷地面積は約2404㎡、構造・規模は、鉄骨造平屋建て、建物延べ床面積は約558㎡でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第53号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第53号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億4820万円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開きください。

歳入でございますが、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧復興基金繰入金820万円の増でございますが、今回の補正財源に充てるため本基金から繰り入れするものでございます。

なお、補正後の基金残高見込額でございますが、新たな財務会計システムを導入したことにより平成28年度予算から基金の運用状況を別紙の議案資料として添付させていただいております。議案資料をご覧ください。補正予算による基金の運用状況でございますが、

今回の補正で820万円取り崩して、補正後の浪江町復旧復興基金の残高でございますが、59億3408万円となります。

次に、予算書にお戻りください。予算書の7ページでございますが、歳出、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費820万円の増は、町内に整備する仮設商業施設にかかる土地借り上げ料120万円及び外構工事費700万円を計上しております。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで、常任委員会開催のため、10時50分まで休議いたします。

総務常任委員会は中会議室2、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は中会議室3で開催します。

なお、関係課長についても、出席をお願いします。

（午前 9時51分）

○議長（吉田数博君） 再開します。

（午前10時52分）

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求め

ることについて（平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第3号））を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 1点だけ。ページ、6ページですね。今回の専決で、県支出金が、3433万2000円の減額になっております。全体としては、医療費は伸びていると思うんですけども。これは、議案調査不足で正直、動向については抑えておりません。医療給付の増があるとすれば、普通調整交付金の3400万円の減額というのは、国保運営から言うと、なぜそうなのかなという素朴な疑問を持つわけですけど実態はどうなってますか。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 只今、実態はということでございますけれども、今回の予算に関しましては事業確定ということでございますので、医療費は当然増えておりますけれども、それに見合うような交付金の最初の予定でありましたけれども、事業費的に前に決定いただいた額よりも低い額になったということでございますので、今回は県の方の補助金の額の確定による減額ということでございますので、よろしく申し上げます。

- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 今の答弁は、要するに医療給付は、当初予定していたよりも低かったということですね。じゃあ、当初はいくらで、今回、県の普通調整交付金3500万円余の減額に見合う給付費の動向は、どうなのかということをちょっと確認させてください。低いということは分かりました。その上で、3400万円の減額っていうのは、極めてこれね、大きいわけですから。
- 議長（吉田数博君） 健康保険課長。
- 健康保険課長（居村 勲君） 只今、手元に数字がございませんので、今調整をいたしまして回答いたします。
-

○議長（吉田数博君） 暫時、休議をいたします。
(午前10時58分)

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。
(午前11時09分)

○議長（吉田数博君） 只今の答弁調整を図っている最中ではありますが、時間が押し込んでおりますので、質問者の同意も得ましたので、積算根拠を含めてこれは当然あるわけですから、その精査をされてこの本会議に提出をされているわけでありまして、かかることのないように。また、この答弁の資料が出来次第、配布を文章でもってお願いをするということで、この件は処理したいと思います。
そのほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第4号は、承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 予算書の4ページですね。国庫支出金で4385万3000円の災害復旧事業に係わる国庫補助が計上されております。これは専決なわけですが、事業は終わったんですか。それとも事業はこれからなんですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 高瀬地区の農業集落排水の災害復旧事業につきましては、平成28年6月30日まで工期が取っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 専決で4385万3000円の国庫補助があったと。これは、平成28年6月30日までが工期だということだけれども、今回の専決で歳入計上されているわけですから、事業途中ということでしょう。そうすると、事業会計の処理上、国庫補助があったと、事業

は現在進行中だと。今回の専決補正については、国庫補助の専決のみで、その工事に係わる支出の状況については一切計上されていないと。これもまた議案調査不足ですけども、そういう場合でも歳入専決だけでよろしいんですか。歳入あったものに対して歳出が行われているということだとすれば、歳入専決だけではないかなものかというのが、私の疑問です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 今回の補正につきましては、平成27年度支出したものについて補正をしたものであります。平成27年度事業費、支払った事業費について歳入がありまして、国庫補助が50%から80%に引き上げられたために、国庫補助金が増額となりまして、一般会計の繰入金はその分下がっております。以上であります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 了解しました。要するに、当該事業については、一般会計繰り出しで事業執行していると。今回ね、改めて国庫補助が確定したので、当初計上しておいた一般会計繰入分について、減額専決をしたということで、出て入りの関係は合うということで、良いですね、町長ね。じゃあ、了解。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、承認第5号は、承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、承認第6号は、承認することに決定しました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第9、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 総務常任委員会所管事項で、審査してきたばかりですけども、実は時間がなくて、改めて本会議で一点だけ確認するというのを委員長了解をいただいております。資料の1ページですね。改正前、改正後の税率負担について整理されております。個人町民税が3.7%これまでよりも減ると。法人の県民税は2.2%で、国税割も法人税については4.4から10.3で5.9%の増加ということで、これまでと今後における法人町民税の税割のトータルは、前も後も17.3%で変わらないということは良く分かりました。その上で、地方法人税、国税の分で4.4が10.3になると。トータルでは17.3で変わらないわけですけども、何のためにこういう税負担割の変更が行われたのかと。ただ、財務省の地方税も担当している人が、たまたまこういう数字に関心があったなんていう適当なものではなくて、然るべき根拠があってね、こういう変更があったのではないかと思います。地方法人税、4.4が10.3%に5.9%伸びると、増加すると。しかし、トータルでは変わらないと。この政策背景は何なのでしょう。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

- 町民税務課長（武隈吉美君） 地方税の改正におきまして、説明を受けております理由につきましては、地域間の税源。これが偏在性を是正するというところでございまして、財政力格差を縮小するため法人住民税の一部を地方交付税の原資化にするために、町民税と県民税を国税の方に割り振りまして、そこから交付税として改めて地方に配布するような制度のためと説明を受けております。
- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 税制度政策変更の背景には、地方財政格差をその何だ、平らにするということで今回こういう改正が行われると。然らば、然らばね。平成29年4月から新しい税率で、浪江町では課税すると。事業者は課税されるということになった場合、法人の町民税、法人の県民税はまた別だね。法人地方税等について、前と後で税収はどういう変更、変動推移になるのか押さえてますか。押さえてありましたらお答えください。
- 議長（吉田数博君） 町民税務課長。
- 町民税務課長（武隈吉美君） あくまでも本年度基準にして計算をしておりますが、約4000万円の町税の減となっております。
- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） ということは、トータルでは17.3%だけれども、浪江町としては平成27年度課税ベースでいうと、4000万円の税収の減になると。町長、これ地方財政の格差是正に効果をもたらす税制改正だとお考えになりますか。
- 議長（吉田数博君） 町長。
- 町長（馬場 有君） 全般的にこう考えて見れば、4000万円という効果が出るということなんですけども。これ基本。
- 15番（馬場 績君） 減額だよ。
- 町長（馬場 有君） いや、そういう効果が出ますけども、基本的には、今税務課長が答弁しましたように、これが果たして地方交付税交付金に回していただけるのかどうか。その辺はちょっと疑問だと思えます。それはよく推移を見て精査をしていかなくちやならないなという感じはしておりますけども、概括的には、そういう捉え方をしております。
- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 質疑の段取りが不十分で、最後詰めが出来ませ

んでした。やり取りをお聞きしてお分かりのとおり、今回の地方税法改正に伴う町民税条例の一部改正は、少なくとも法人の町民税については、平成27年度ベースで浪江町の税収を試算すれば4000万円の減収になると。国でいう地方間の財政格差の是正ということからすると、全く逆の方向に行っていると。じゃあその減収分について、地方交付税で手当てされるのかどうかということについては、私も調査不足で、ここから先は明確には討論で申し上げることは出来ませんが、いずれにしても、そうなるのではないだろうかという町長の答弁からすると、まだ明確になってないと。しかも、今回の税条例改正で、被災で苦しむそういう町村がね、逆にその税収減に陥るといふ重大問題が起きる、そういう内容の税制改正だということが反対討論の第1点。

それから、第2点は、実はこの町税条例改正の前提になっているのは、国の税制改正、平成28年度の税制改正の基本方針に伴う地方税条例の改正なんです。地方税の改正なんです。

そこで、何が問題かという二つ問題ある。一つは、先ほども若干議案説明のところで課長が説明されました。自動車取得税が今後廃止されるということも起こりうるんだけど、これは前提条件があるんです。昭和29年4月から消費税10%へ引き上げるということを前提とした自動車取得税の廃止。それを前提とした税制改正の基本で、今回、地方税条例が改正されていると。それから今一つは、資本金1億円以下の中小企業、これ赤字でもかかるということで大変な反発が起きている外形標準課税の導入を検討していると。これも、平成28年度の税制改正の大きな柱の一つとして平成28年度の地方税法改正が行われたと。だから、税収の面でも、あるいは課税の面でも、あるいは消費税増税という点からいっても、我々町民にとっては全く納得承服が出来ない、そういう税条例の改正だと。頭には、国の平成28年度の税制改正の基本方針があるということを描いて、私は反対の態度の明らかにするものであります。

○議長（吉田数博君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は、承認することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結について（浪江診療所新築工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
14番、三瓶君。
- 14番（三瓶宝次君） 工事請負契約の締結について（浪江診療所新築工事）業者が決まりましたの上で、議会の採決を求めるということで提案されたと思いますが、この中身についてですね。業者の選定について、どういうスタンスで業者の選定をされたのか。あと指名競争入札であります。何社指名して何社がどうかたちで落札されたのか。その状況についてお知らせください。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） それでは、まず私から何社でということですが、今回の指名につきましては、3社でございます。
- 議長（吉田数博君） 宮口副町長。
- 副町長（宮口勝美君） 今回の新築工事に係る業者選定の件でありますけれども、町では、平成29年3月の避難指示を目指して、特に今年度は様々なインフラ整備を予定しております。その工事もこの一環として、今年度中の完成を目指して今いるものでございます。今回の業者選定の関係につきましては、基本的に期限と言いますか、今年度中の完成を目指すということも含めて、特に今回の場合には、作るだけではなくて、診療所ということもあって備品の購入期間も必要だということで1月31日までという工程を組んだところでございます。また、工事の早期の発注ということで5月に入札をし今日の臨時会になった次第でございます。そんなことから、工事の実績、あるいはこれまでの実績等を含めて施工管理体制と共に、十分実績のある事業者ということで選定をしたところでございます。
- 議長（吉田数博君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） 大変申し訳ございません。3社でございますが、まず東北工業建設株式会社、横山建設株式会社、株式会社泉田組の3社でございます。
- 議長（吉田数博君） 14番、三瓶君。
- 14番（三瓶宝次君） 今回の原発事故によって復旧・復興が急がれていることは確かでありますし。また、その実現のためにあらゆる手段を講じなければならんと思っているのは当然であります。この今回の入札について、全部Aランクの業者が指名されているというこ

とであります。本来であればですね、Aランクであろうと、Bランクであろうと、Cランクであろうとですね。幅広く地元業者の能力に応じたそういう精査をしてですね、やっぱり指名すべきだと考えます。言うなればその3社以外の業者は参入出来ないような指名の形態ではないかと今考えます。実はですね、この平成24年5月に臨時議会がありまして、この仮庁舎建設に当って相当この問題については私も質問し、その執行部の意向を質したわけですが、依然として変わってないという状況が見られます。いろいろ事情があるにしても、震災から5年経ってますし、新たな復興・復旧に向けて地元事業者の育成、それから、適正公平な公正な発注の仕方を考えれば余りにも偏った指名の状態ではないかと思われまます。いうなれば、Aランクの業者だけじゃなくてB、C業者もいっぱいいるわけですし、そういう業者も含めて場合によりまますね、工期、それから工事量のボリューム、そういう面からいって考慮して分離発注等も当然考えて公正公平な指名をすべきだということ考えております。そういう意見を、この前のこの庁舎、仮校舎の建設のときに質問したときに時間もなかったもので、早急にそういう公正公平な、そしてどこから見ても適正な指名発注であると思われるような発注の仕方を見直していくという答弁でしたので、そのように考えております。

そういうことからして、もう一度この件について、その今までの議会、あるいは我々の意見、それが町民の思いを反映した発注の仕方であるべきであると考えておるところでありまして、そこでその上ですが、町の指名委員会というのはあると思うんですが、そういう中で、そういう資格審査も含めたかたちで、適正であるということ協議されたのかどうか。

それとですね、平成24年のこの仮庁舎建設に当たって議会の中で、官製談合とも思われてもやむを得ないような発注の仕方、内容じゃないかという意見も出た状況からして、それを踏まえた形で、今後の復旧・復興に関する入札のあり方について十分検討されたかどうか。そういうものをお伺いしたいと思います。

それと発注の仕方については、復旧・復興の今の時期にですね、1軒で何億、何十億。あるいは小さな何千万程度の工事も多数出てくると思いますが、発注の仕方についてはJVだとか、あるいはAランクとCランクを組み合わせてJVを組んでもらうとか、あるいは業者の能力に応じた形をすとか、そういう選択の幅、あるいは参入出来る幅をもう幅広く広げた形で、公正公平な適正ないわゆる指名発注にすべきだと考えますが、その辺についての考え方を伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

町においてもこの指名委員会は構成されておりまして、私が委員長ということで務めております。先ほど申し上げましたとおり基本的にはいわゆる地場産業の育成、あるいは地元業者の支援振興を図るということは、基本として捉えて指名の委員会についても運営しているところでございます。ただ、先ほども言いましたように今年度は特に工事等がこれまでにないぐらい大量になっています。そういったことも含めて、指名委員会の中でも業者の選定については苦慮しているところではあります。全体的に確かに業者の方々大勢いらっしゃるから、均等に出せれば良いんですけども、いわゆるお終いがと言いますか、復興に向けての平成29年3月という目標に向かって今インフラ整備を進めているという状況もでございます。こちらとしては、出来るだけ確実に事業を遂行していただきたいということがどうしても前提にあるものですから、そういったところを考慮しながら、地元の企業さんにとということでの配慮は十分して今後もういくということ考えております。

○議長（吉田数博君） 14番、三瓶君。

○14番（三瓶宝次君） 今後については、偏らない公正公平な適正な業者の指名発注に努力するというところであります。これは、この前の答弁も全く同じように答弁してまして、あれから2年過ぎてます。業者については、県の基準等も参考にしながら、町独自の選定基準ランク付け等もなされていると思うんですが、そういう面から言っても先ほど答弁あったように適正な指名競争がされて、そしてその事業が、完全に責任ある施工が出来るように考えていく必要があると思うんです。今後はそういう点について、十分配慮して適正な指名、それから発注の仕方を期待したいと思えますし、要望としてお話し申し上げて終わります。

○議長（吉田数博君） 他に。15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 大きく2点ほど。1点は、今の13番の三瓶議員が入札参加業者について質問して3社の回答がありました。

○14番（三瓶宝次君） 14番です。

○15番（馬場 績君） 失礼をしました。訂正します。14番です。

それで、それぞれ参加業者の入札価格、それから予定価格についてお示しいただきたいと。これが、第1点。

第2点は、来年3月避難解除を目指して、まずは町民の安心、そのためにも医療診療施設の設備が必要だということで、鋭意取り組んで来てここまできたということは了解いたします。それで、この

参考資料を見ると分かるように、今のところね、浪江町には他の医療診療機関の帰還が見込めない中で、この凶面を見る限りは、応急措置程度の診療施設になっていると。発熱外来室があつて、X線室があつて、リハビリがあつて、検査室。これでもうスペースはいっぱいなわけだけども、ここ半月、1カ月の間にね、常磐高速で交通事故による死亡事故まで発生したと。県としても緊急医療体制を急いで整備しなければならないと。大きな県民の問題、県政の問題。帰還する双葉郡、帰還を予定している双葉郡町民の大きな問題に浮上ってきております。そこで、浪江町がこういう診療所を作るとすれば、まず第1点として医師の確保。これは前回3月議会でしたかね。私の予算審議の中で、今津島仮設診療所に配置されている峯廻先生が浪江診療所に移動するということですけども、診療所だから1人でも開所出来るし、運営出来るということは分かりますけども、体制として私はやっぱり不十分だと。交代医師の派遣も含めて医師体制の強化あるいは、その保健師等を保健医療業務の専門知識のある職員の配置等について検討すべきではないか。そのことについて、どこまで検討されているのか。

それから、二つ目の問題としては、施設整備について、緊急救急医療の体制等についても念頭において浪江診療所の機能充実を図っていく。そういう必要性があるのではないかと。そのことに応えられるものになっているのかどうかという点でお尋ねいたしますので、お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず1点目の件でございますが、予定価格及び入札価格ということでございますが、入札のいわゆる比較の価格で申し上げますと2億9883万5000円が予定価格でございます。入札価格は2億8500万円でございます。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは医師の確保等を含めた体制の強化についてということのご質問でございますけども、まず浪江診療所につきましては、救急医療ではなくて一次医療をまずは対応したいと考えております。医師の確保につきましては、先ほど議員がお示しのとおり今津島診療所でお世話になっております先生と協議を重ねまして浪江診療所の責任者ということで今進めているところでございます。看護師等も含めた医療のスタッフについても、今、今年度新規採用の試験なども今予定しておりますけれども、是非やってみたいとそういう声も二、三、入っておりますので、医療関係の従事者につきましては確保出来ると思っております。また、

専門職員の配置ということでございますけれども、なかなかその専門職というふうにはまいらないと。配置は出来ないと思っておりますけれども、この医師、看護師、事務と合わせて津島診療所と同じように、事務長を町の職員として配置をしていかななくてはならないとは思っております。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 救急体制の受診の関係でありますけれども。実は昨日も国、県の会議がございまして、その中でも12市町村における救急体制の充実ということも議論になっているところです。ここは、再三にわたって2次医療、いわゆる救急医療の体制強化ということは県に対してもお願いしているところでありますけれども、当面、今年から双葉地域の救急医療センターが県立医大に設置されて通いですがけれども檜葉の消防本部拠点として動くということの体制は出来てたわけです。そこに今回の大熊の事故がありましたので、さらに県としても強化を図っていただきたいということで、昨日も要望してきましたし、各町村からも出てました。これについては、なかなかその人材、町と同じように人材の確保が出来たものの、日勤であればということでのOKもらっている状況なものですから、なかなか24時間体制にはちょっと今すぐにはいかないというものの、先日の事故を受けてそこも応急的に早急に対応していきたいということの県の答弁もありましたし、また、近々またその2次医療といいますか、双葉郡内の緊急医療関係の医療体制の検討会も開かれますので、その際にもこちらとしての要望も強く押していきたいと考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 何れにしても、国の愚策によって浪江町が崩壊寸前に追いやられていると。戻りたい人もいます。戻るに当たってはとにかく医療だ、福祉だ、介護だ、買い物だ、様々な安全安心の要望が出ていることはもう繰り返すまでもありません。その中で、来年1月完成を目途に、いち早く浪江診療所を開設するということで取り組んでいることは、避難町民に対して、あるいは帰還、戻りたいという町民に対して大きなメッセージになることは確かだと思います。その取り組みには、敬意を表しつつなんですけれども、今も課長、あるいは宮口副町長からお答えがありましたとおり、2次医療については要望はしているけれども、当面は無理だと。24時間体制についてもそれは出来ない。出来ないというかね、無理だという状況ですから、何れにしても私は浪江町独自の取り組みでは限界があると。もちろん私どもはこのことに関して、議会としても正面

から取り組む必要があるとは思ってますけども、せっかく戻りたい、戻るに当って医療の安心をという町民に対して余りある受け皿を作っておく必要があるんじゃないかと。町はもちろん、県も国もそのために120%の努力をすべきだと思うんですね。具体的に言うと、今のところ70数歳の北海道から来ている峯廻先生が浪江に移動するということについても、医師が派遣されるということにおいては安心の材料ではあるけれども、体制としては極めて不十分ではないかと。したがって、それをフォローする意味でも保健師と医療職の専門配置も具体的に求めていく必要があると思うんです。まだ時間はありますよ。せっかくね、3億円の投資をして診療所を開設するわけですから、問題は中身。その中身ですよ。そのことに対して、これまで以上の取り組みの強化が求められていると思いますけど、あえて担当課長は、専門職の配置についてお尋ねしたところ、担当課長はそれは出来ないというお答えでしたけど、これは担当課長もさることながら、行政のトップが責任を担うべきだと。別な意味では議会も大きな責任を担っているとは思ってますけども、町長でも、副町長でも、町民のそういう期待に答えるための今後の取り組みについて、改めてお示しをいただければと思います。現状で良いとは思ってはないと思うんですね。その上で、先ほどの副町長の答弁を上回る具体的な中身について、今後の方針についてお示しいただければというふうに思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおりハード面については今ご審議いただいておりますけれども、中身が問題だと考えております。当面、このマンパワー不足というのは、考えられることですので、今課長を中心にいろんな専門職の人材を発掘しております。民間会社等も含めて考えておりますので、出来ればお医者さんの確保、これは当然必要であります。先ほど副町長が答弁しましたように、今県立医大との協定もなされまして派遣していただくような状況もありますけれども、やはり常時お医者さんが居ないということは、町民の皆さんにとって安心出来ないと思いますので、出来れば常勤出来るお医者さんを、峯廻先生以外の先生方もやはり発掘していかなくてはならないと思っております。もちろん保健師あるいは看護師、そして事務職員ですね。そういう専門の職員も張り付けをしながら、この診療所の機能充実がきちっと出来るような組織にしていきたいと思います。特に今、双葉郡で2次救急医療体制が必要だということで、8町村一丸となってですね、政府の方にこの2次救急医療の体

制をきっちり作ってくれという形で今強く要請をしておるところであります。そういう状況でやっておりますので、何とか現実味が帯びるような形にしていきたいと頑張っておりますので、議会の皆さんもよろしくご指導をいただきたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号 工事請負契約の締結について（浪江診療所新築工事）を採決します。

採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第53号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。
これをもって、平成28年第3回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時56分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署 名 議 員 三 瓶 宝 次

署 名 議 員 馬 場 績

署 名 議 員 渡 邊 泰 彦